

名票の着用に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消防職員を除く一般職の職員（以下「職員」という。）の名票（船橋市職員服務規程（昭和57年船橋市訓令第18号）第6条に規定するものをいう。）の着用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名票の材質及び色)

第2条 名票の材質は、上質紙とし、色は、白色とする。

(名票の着用方法)

第3条 職員は、名票ケースに名票を入れ、クリップ、安全ピン又は紐を使用して胸部に付けるものとする。

(表示内容)

第4条 職員は、氏のほか、その身分を明確にするため、市紋章、市名（市長の事務部局以外の機関にあっては、市名に続けて機関名等を表示する。）及び別表第1に定める事項を表示するものとする。

2 所属長は、別表第1に規定するその他所属長が必要があると認める事項を所属職員の名票に表示しようとするとき、名票の表示事項変更届（第1号様式）により、人事主管の課長（以下「課長」という。）に届け出なければならない。

3 名票に表示する市紋章のサイズ及び色、字体並びに文字のサイズ及び色は、別表第2のとおりとする。

(名票を着用できない場合の代替措置等)

第5条 所属長は、所属職員が名票を着用することにより公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる場合は、名票の着用除外届（第2号様式）により課長に届け出ることにより、所属職員が名票を着用しないことを特に許可することができる。

(名票ケースの再交付)

第6条 職員は、人事主管の課から交付された名票ケースを亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく、所属長にその旨を報告するとともに、再交付の必要がある場合には、名票ケース再交付申請書（第3号様式）により、課長に再交付の申請をしなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、名票の着用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	表 示 事 項		その他所属長 が必要があると認める事項
	必ず表示する事項		
	所 属 名	職 名 等	
管理職の職員	局名、部名、課名又は事業所名	職名	
管理職の職員 (下位の職を兼ねる場合)	局名、部名、課名又は事業所名	職名(兼ねている職がライン職の場合はその職名)	
係長職(所長等含む)の職員及び係長職(所長等含む)を兼ねる職員	課名又は事業所名に加えて係名	係長、所長等	
係員等	課名又は事業所名	職名	
会計年度任用職員	課名又は事業所名	なし	

所属長が必要があると認めた場合には、所属名は、局名、部名、課名、事業所名等を組み合わせて表示することができる。

別表第2

市紋章のサイズ		8mm×8mm
市紋章の色		黒
字体		B I Z U Dゴシック
文字のサイズ	市名	18ポイント
	所属名	16ポイント
	職名	16ポイント
	氏	38ポイント
	氏のふりがな	14ポイント
	氏のローマ字表記	14ポイント
文字の色		黒

所属長が必要があると認めた場合には、所属名、職名、氏、氏のふりがな及び氏のローマ字表記に係る字体、文字のサイズ及び文字の色を変更または各表記事項のローマ字表記を追加することができる。

第1号様式

名票の表示事項変更届

年 月 日

人事主管課長 様

所属名

所属長名

1. 適用する職員の範囲

全職員

その他 ()

2. 届出事由

新たに表示事項を追加すること

追加した表示事項を削除すること

3. 追加する表示事項又は削除する表示事項

4. 表示事項を追加又は削除することの理由

第2号様式

名票の着用除外届

年 月 日

人事主管課長 様

所属名

所属長名

1. 適用する職員の範囲

全職員

その他 ()

2. 着用除外期間及び時間

除外期間

常時

その他 ()

除外時間

常時

その他 ()

3. 代替措置の有無

有

[]

無

4. 着用を除外する理由

第3号様式

名票ケース再交付申請書

年 月 日

人事主管課長 様

所属名

職名・氏名

次の理由により、名票ケースの再交付を申請します。

理 由

該当事項の説明

亡失 _____

損傷 _____

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長